「介護医療院」の開設許可に係る事務手続きについては下記のとおり取り扱う。

**１　開設許可申請の手続きについて**

　（１）開設予定者は、開設予定地の市町村に事前協議を行う。その内容を踏まえて、改　　　めて県に対し「事前協議申請書」により事前協議を行う。

　（２）事前協議後、開設予定者は「開設許可申請書」を遅くとも開設日の前々月20日　　　までに各県保健福祉事務所長に提出する。

　（３）各保健福祉事務所は、開設許可申請書の内容を審査するとともに、介護保険法第

　　　１０７条第６項に基づき、開設予定市町村に意見書の提出を求める。

　（４）事前協議から開設まで、少なくとも３ヶ月を要するため、注意すること。

　（５）詳細は、別添「介護医療院の開設許可に係る事務手続きフロー」を確認すること。

**２　開設許可及び変更許可申請に係る手数料について**

　　福島県介護保険法施行条例に基づき、開設許可及び変更許可の申請者は、次の手数料　を（変更）許可申請を行う時、「福島県収入証紙」により県に納めること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事　務　内　容 | 金　額 |  |
| 介護保険法第１０７条第１項の規定に基づく  介護医療院の開設許可の申請に対する審査 | ６３，０００円 |
| 介護保険法第１０７条第２項の規定に基づく  介護医療院の変更許可の申請に対する審査  　　（構造設備の変更を伴うものに限る） | ３３，０００円 |